

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 群馬県市町村会館管理組合

I. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	121.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	121.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1) 役職団体別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	104.7%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	-

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分は該当する職員はないため、「-」と記載。
- ・役職段階別について、本庁係長相当職以外に該当する女性職員がいないため、「-」と記載。
- ・勤続年数別について、女性職員が該当する区分は、「36年以上」のみであるが、そこに該当する男性職員がないため、男女の給与の差異が算定できないことから、「-」と記載。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数の1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。